

地方税法施行規則の一部を改正する省令の概要

総務省自治税務局

1. 改正理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）等の施行に伴い、所要の規定の整備を行う必要があるため

2. 改正内容

<番号制度関係>

- ・ 地方税当局へ提出する申告書等の記載事項に当該申告書等の提出者等の個人番号又は法人番号を追加する。（様式に係る改正を除く。）

<マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴う租税特別措置法施行規則の一部改正に伴う所要の規定の整備>

- ・ 地方税法施行規則附則第 13 条の 3（優良住宅地の造成等のための土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例）の規定について、マンションの建替え等の円滑化に関する法律の一部改正に伴う租税特別措置法施行規則の一部改正に伴い、号ズレの手当をする。

<住宅ローン関係>

- ・ 平成 25 年度税制改正における、住宅借入金等特別税額控除（法附則第 5 条の 4 の 2）の改正（適用期限の 4 年間（平成 29 年入居分まで）の延長及び平成 26 年 4 月から平成 29 年 12 月までの入居分で消費税率 8 %又は 10%が適用された住宅借入金等について、控除限度額を 7 %（現行 5 %）に引き上げ）に伴い、第 3 号様式別表（特別徴収税額の決定・変更通知書）について所要の規定の整備をする。

<金融所得課税の一体化関係>

- ・ 平成 25 年度税制改正における特定公社債及び公募公社債投資信託等に対する課税の見直し及び法人に対する利子割廃止を踏まえ、第 12 号の 4 様式、第 12 号の 4 の 2 様式、第 12 号の 4 の 3 様式、第 12 号の 8 様式及び第 12 号の 14 様式について、所要の規定の整備をする。あわせて、第 9 号の 2 様式及び第 9 号の 3 様式について削除する。

3. 施行期日

- ・ 番号制度関係 番号法附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日（平成 28 年 1 月予定）
- ・ マンションの建替え関係 平成 26 年 12 月 24 日
- ・ 住宅ローン関係 平成 27 年 1 月 1 日
- ・ 金融所得課税の一体化関係 平成 28 年 1 月 1 日